

IOSCO 店頭デリバティブ取引の清算集中要件に関する報告書 エグゼクティブサマリー

2009年、G20 サミット首脳は、2012 年末までに、全ての標準化された店頭デリバティブ契約が中央清算機関を通して清算されることに合意した。金融安定理事会（FSB）は、2010年10月に公表した「店頭デリバティブ市場改革の実施」¹と題する報告書において、IOSCO が、他の当局と適切に協働し、規制のアービトラージの可能性を最小化する方法として、清算集中に係る G20 の合意を履行する際に、清算集中義務を適用する商品・市場参加者の範囲や清算集中義務の適用除外について調整をすべきであると勧告した。

本報告書は、各国において清算集中制度を策定する際に当局が従うべき勧告を説明している。これらの勧告は以下の事項に関連している。

- ・ 清算集中義務がある商品もしくは一連の商品に適用されるべきかどうかの判断
- ・ 清算集中義務の潜在的な適用除外の検討
- ・ 当局間及び市場関係者との適切なコミュニケーションの確立
- ・ 清算集中義務を適用する際に、関連するクロスボーダー上の問題の検討
- ・ 清算集中義務の全体のプロセスと適用状況に対する継続的なモニタリング及び見直し

本報告書は、清算集中義務に服する商品もしくは一連の商品の特定について、以下の2つの一般的なアプローチを提案している。

- ・ 清算機関が提案するもしくは清算することを承認される商品を検討するボトムアップアプローチ
- ・ 清算集中義務の対象にすべきかの審査がされるべき商品であるが清算しているもしくは清算することを求める清算機関が存在しない場合に当該商品を検討するトップダウンアプローチ

本報告書は、清算集中制度を実施する当局が、その意思決定プロセスにおいてこれらのボトムアップ及びトップダウンアプローチを利用することの検討を行うよう勧告している。

FSB の 2010 年報告書は、当局は清算集中義務の適用除外を適切に設けるべきであり、適用除外とすることでシステミックリスクを生じさせることとなるよう

な適用除外を認めるべきではないと勧告している。本報告書は、(例えば、特定の分類に属する参加者や商品に) 与えられるであろう一定の種類ⁱの適用除外を検討しており、また、適用除外に係る適切なコミュニケーションとともに他の関連する当局との調整を確保するために当局がとるべき手続きを勧告している。

G20 サミットの首脳達ⁱⁱ及びFSBは、また、国際的に整合的で非差別的な方法で清算集中義務が適用されることの重要性を強調している。本報告書は、当局間及び当局とその他の利害関係者との間のコミュニケーションの枠組みについても説明している。本報告書は、意思決定プロセスの期間とともに当局は清算集中義務の適用に関する決定が行われ次第利害関係者とコミュニケーションや協議を行い、適切な場合には、他の当局からのインプットを求め、継続的にコミュニケーションを行うことを勧告している。

また、本報告書は、清算集中義務の国境を越えた適用についてどのように当局間で調整を行うかについて検討している。報告書は、清算義務の国境を越えた適用について、(各国の) 清算集中制度間の重複、矛盾及びギャップを特定することにより当局が調整を行うこと、そして、第三国の清算機関の利用を許容することについて当局が十分な考慮を行うことを勧告している。

さらに、本報告書は、清算集中要件の遵守状況をモニタリングするための効果的なメカニズムを構築するために、当局が取るべき手続きを説明している。

最後に、デリバティブ市場が発展し続けるのにあわせ、清算集中義務を決定する当局が自国の関連制度の適切性の審査を続けることが重要である。

i 2010年10月25日、金融安定理事会より「店頭デリバティブ市場改革の実施」と題する報告書が公表されている。(http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_101025.pdf より入手可能)

ii 2010年G20 ソウルサミットの首脳宣言において、とりわけ店頭デリバティブの規制・監督については、公平な競争条件の重要性を認識しつつ、国際的に整合的かつ無差別的な方法で実施される必要があることが言及されている。

(http://www.canadainternational.gc.ca/g20/summit-sommet/2010/g20_seoul_declaration.aspx?lang=eng&view=d 参照)